

食品安全委員会（第822回会合）議事概要

日 時：令和3年6月29日（火） 14：00～15：26
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長外6名出席
動画配信：行政9名、一般14名

（1）添加物専門調査会における審議結果について

- ・「添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた指針案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び指針案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「DSM32805株を利用して生産されたキモシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価及び同法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・「鉛」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、鉛ワーキンググループにおけるものと同じ結論、
「これまでの疫学研究による知見を総合的に判断すると、血中鉛濃度1～2 µg/dL程度であっても、小児の神経行動学的発達や成人の腎機能等になんらかの影響がある可能性が示唆される。しかし、影響によっては、複数の疫学研究で一貫した結果がみられないこと、交絡を完全には排除しきれず、純粋な鉛ばく露のみの影響を評価するのは困難であること、鉛ばく露と観察された影響との因果関係を推定するための証拠が不十分であること、観察された影響の臨床上あるいは公衆衛生上の意義が不明確であること等の理由から、現時点では、疫学研究データを用いて、有害影響を及ぼさない血中鉛濃度を導き出すことは困難であると判断した。

現在の我が国における平均的な血中鉛濃度は、1 µg/dL程度あるい

はそれ以下であると考えられ、疫学研究の結果からなんらかの影響が示唆される血中鉛濃度 1～2 µg/dL と近いと考えられた。そのため、今後も、鉛ばく露低減のための取組が必要であると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

また、鉛ワーキンググループについて、食品健康影響評価が終了し、設置の必要がなくなったことから、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」第6条第2項の規定に基づき、ワーキンググループを廃止することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「ピラフルフェンエチル」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「フルフェノクスロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「ピラフルフェンエチルの許容一日摂取量 (ADI) を 0.17 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

「フルフェノクスロンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.037 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統 (食品)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統 (食品)』については、『遺伝子組換え食品 (種子植物) の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統 (飼料)」に係る食品健康影響評価について

→担当の川西委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『除草剤グリホサート誘発性雄性不稔並びに除草剤ジカンバ、グルホシネート、アリルオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統（飼料）』については、『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

（５）六価クロムワーキンググループの廃止について（案）

→事務局から説明

六価クロムワーキンググループについて、食品健康影響評価が終了し、設置の必要がなくなったことから、「食品安全委員会専門調査会等運営規程」第 6 条第 2 項及び「六価クロムワーキンググループの設置について」第 3 項（12）の規定に基づき、廃止することとなった。

（６）器具・容器包装専門調査会で調査審議されていた案件の取扱いについて（案）

→事務局から説明

本件について、第 254 回食品安全委員会（平成 20 年 9 月 11 日開催）の決定にかかわらず、食品安全委員会専門調査会等運営規程第 2 条第 1 項及び別表の規定に基づき、平成 20 年 9 月 5 日付け厚生労働省発食安第 0905002 号をもって意見を求められた事項について調査審議を行う専門調査会は、汚染物質等専門調査会とすることとなった。

（７）食品安全委員会委員としてのこの 3 年間を振り返って

→佐藤委員長及びその他の委員から、3 年間の活動を振り返っての発言があった。